

確定申告における収入計算の留意点

税理士 佐飛 淳一

税務調査で問題になりやすい収入面を解説します。

1. 医業収入の計算

【イ】 保険診療収入

(1) 措置法26条適用 (四段階経費率) 者の注意点

生活保護収入は、支払調書の点数に入っていない。月々の支払基金「当座口振込通知書」の「生活保護」の金額を合計します。

保険診療収入が5千万円を超えると措置法は適用されません。計算もれないよう注意して下さい。

収入は発生主義で計算します。税務調査で、12月中に診療しているが保険請求が遅れた分について、「未請求」分の収入として指摘され、5千万円を超えてしまったことがあります。しっかりチェックして下さい。

(2) 実額による所得計算の注意点

一部負担金の窓口収入については、実際に入金金額で計算します。一部負担金をもらわない「診療値引」については、値引後の金額を収入として集計します。翌年に一部負担金をもらう分については、「窓口未収金」として今年度の収入にあげておく必要があります。「未請求」分も漏れないかも注意して下さい。

税務調査では、「支払調書」、「合計表」、「振込通知書」を元に、点数に基づく収入金額と実額計算に基づく収入金額との差額を、収入漏れとして問題にすることがあります。差額の原因をつかんでおきま

しょう。

【ロ】 自由診療収入

(1) 税務調査で特に問題になるのが、自由診療収入の計上漏れです。自費収入の確定には、①領収書控え②窓口日計表③委託技工料やインプラント等の仕入、など診療科目特有の自由診療に直結する仕入や外注費の請求書——から事前にチェック等を入れ、整合性を持たせることが大切です。

その他、アポイント帳に治療内容が記入されていることもあります。記載方法には注意しましょう。

(2) 窓口収入等の現金管理については、日々残高記帳のある窓口日計表で管理しましょう。収入明細表等で管理している場合は、現金管理が不十分と見られて、調査で自費漏れを指摘されることがあります。

(3) 院長家族や親戚、スタッフ等に対して無償で自費治療を行った場合には、「原価相当分」を家事消費や現物給与とみなされて、自由診療収入の計上漏れと指摘されることがあります。

(4) 自費収入の代金受領は現金が原則とされますが、ローン等分割払いの場合や翌朝に受領が延期される場合には未収計上を忘れることがあります。1~2月の自費分の入金をチェックしておきましょう。

また、自賠責等は請求してから相当期間を経てから入金されるため、期がずれることがあります。診療日または請求日の確認を忘れないことです。

(5) 矯正治療など通常数年の治療を要するものについては、患者との契約内容等に基づき、収入を計上することになります。

【ハ】 その他の自由診療収入および雑収入

その他の自費収入には、健診費用、自賠責診療、診断書作成料、歯ブラシやフロス等の口腔衛生材料の販売収入等が含まれます。雑収入には、歯科用貴金属等の売却収入や国保の乳幼児医療協力手数料、介護保険の認定調査委託料などが含まれます。漏れ(未収計上を含む)のないようにしましょう。

2. その他収入

個人の場合、医業所得とそれ以外の所得は区分して計算する仕組みとなります。

(1) 校医や嘱託医として支払を受ける手当および緊急センター等において休日、祭日または夜間に緊急診療等を行うことにより支給を受ける委託料等。これらはいずれも給与所得の収入となります。

(2) 原稿料、講演料は雑所得収入となり経費(書籍代、交通費実費など)を差し引くことができます(赤字となっても他所得との通算はできません)。

(3) 保険医年金その他の生命保険契約等に基づいて支払いを受ける一時金等の収入は、一定の計算方法で求めた金額が一時所得となります。なお、一時所得の損失は他所得から差し引くことはできません。

(4) 事業所得と他の所得の赤字で損益通算できるものの検討。

①一定の居住用財産の買換え等、特定の居住用財産の譲渡損失。

②ゴルフ会員権(ゴルフ場が倒産するなどしてプレー権が消滅した場合、その会員権の譲渡等は除かれる)および医業用車両等の譲渡損失。

③不動産所得の損失など。

〈確定申告書B 記入例〉

平成21年分の所得税の確定申告書B

住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33

氏名: 保険医太郎

職業: 歯科医

収入金額等: 4,560,788

所得金額: 1,430,281

所得から差し引かれる金額: 1,442,419

合計: 4,303,320

源泉徴収税額: 1,769,292

申告納税額: 34,300

確定申告特別控除額: 100,000

雑所得等: 5,555

合計: 4,303,320

平成21年分の所得税の確定申告書B

住所: 大阪市浪速区幸町1-2-33

氏名: 保険医太郎

所得の内訳: 事業 19,641,484 / 給与 564,850 / 雑 55,555

源泉徴収税額合計: 1,769,292

事業専従者: 保険医花子 妻 12カ月 歯科衛生士 4,800,000

住民税・事業税に関する事項: 保険医次郎 子 59.10.1 / 三郎 子 63.1.10 / 四郎 子 2.5.20

措置法26条適用: 適用

合計: 11,182,276

措置法26条を適用する場合必ず記入

「番号」を「8」とし、保険診療分所得を記入